

臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン ― 改定 ― 【新旧対照表】

ページ	変更前	変更後
	■臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン ― 改定 ―（令和４年１月）	■臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン ― 改定 ―（令和８年８月）
P 4	I ガイドライン策定の趣旨 はじめに （１）「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―」（令和４年１月）の位置付け ア 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―（令和４年１月）（以下、「本ガイドライン」とする。）は「臨海副都心まちづくりガイドライン―2022 改定―」（令和４年１月）で示された基本的な考え方を踏まえ、有明北地区開発協議会での協議のもと定めるものである。 イ 従来の「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―」（平成 26 年 7 月）は、本ガイドラインに改定する。 ウ～カ（略）	I ガイドライン策定の趣旨 はじめに （１）「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―」（令和８年８月）の位置付け ア 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―（令和８年８月）（以下「本ガイドライン」という。）は「臨海副都心まちづくりガイドライン―2026 改定―」（令和８年８月）で示された基本的な考え方を踏まえ、有明北地区開発協議会での協議のもと定めるものである。 イ <u>本ガイドラインは、「ベイエリアにおける立体的な緑の整備に係る規定の取扱い指針」（令和 6 年 3 月）や「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」（令和 8 年 3 月）を踏まえ、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―」（令和 4 年 1 月）を改定するものである。</u> ウ～カ（略）
P 9	有明北地区における開発誘導の流れ	有明北地区における開発誘導の流れ

P 10	Ⅱ まちづくりの基本方針 ① 土地利用方針 （１）都市機能の導入方針 （略） ア （略） イ 業務・商業機能 利便性が高く、活気とにぎわいのある市街地の形成を図るため、有明北地区１区域の有明テニスの森駅周辺に業務・商業機能を誘導する。 また、２区域及び３区域西側（放射第３４号線支線１より西側）に業務・商業機能を誘導する。 なお、大規模な業務・商業施設については、住環境に配慮する。 ウ～オ （略）	Ⅱ まちづくりの基本方針 ① 土地利用方針 （１）都市機能の導入方針 （略） ア （略） イ 業務・商業機能 利便性が高く、活気とにぎわいのある市街地の形成を図るため、有明北地区１区域の有明テニスの森駅周辺に業務・商業機能を誘導する。 また、２区域及び３区域西側（放射第３４号線支線１より西側）に業務・商業機能を誘導する。 なお、大規模な業務・商業施設については、住環境に配慮する。 <u>データセンター機能については、土地利用の方針等に基づき、にぎわい等にも配慮した配置とするとともに、「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」を踏まえ、まちづくりや環境との整合を図る。</u> ウ～オ （略）
P 37	Ⅲ まちづくりの計画指針 ② 開発誘導指針 （３）その他 ア 植栽 （略） （ア）敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、建築物との調和を図った植栽を行う。 （ｉ）接道部緑化を重点とする。 （ii）緑地面積は、できる限り確保する。 （iii）建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）については、<u>できる</u>限り緑化する。 なお、屋上緑化部等はビル利用者等が利用できるように努める。 （イ）～（カ）（略）	Ⅲ まちづくりの計画指針 ② 開発誘導指針 （３）その他 ア 植栽 （略） （ア）敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、建築物との調和を図った植栽を行う。 （ｉ）接道部緑化を重点とする。 （ii）緑地面積は、できる限り確保する。 （iii）建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）については、<u>「バリエリアにおける立体的な緑の整備に係る規定の取扱い指針」を踏まえ、可能な</u>限り緑化する。 なお、屋上緑化部等はビル利用者等が利用できるように努める。 （イ）～（カ）（略）
奥付	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改定ー （令和４年１月）	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改定ー （<u>令和８年８月</u>）